

政総第1394号
令和8年7月8日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和8年6月26日付け神議第1228号をもって送付のありました大山 奈々子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

（ 問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026 ）

答 弁 書

● 看護人材確保について

○ 県立看護専門学校の担う役割について

県は、3校の看護専門学校を設置していますが、その役割としては、県内の医療や福祉の現場を支える、質の高い看護師、助産師を育成すること、そして、経済的な制約のある看護師志望者の修学の機会を確保するため、公立学校として、民間立の看護専門学校と比較して少ない負担で看護教育を受けられる環境を提供することだと認識しています。

県立の看護専門学校では、毎年度、卒業生のおよそ9割が県内の医療機関等に就職しており、その役割は十分果たしていると考えています。

○ 県立看護専門学校の入学金や授業料の軽減について

県立保健福祉大学の入学金減額や給付型奨学金の創設は、優秀な人材を確保する目的で、近隣大学等の動向を踏まえて措置したものです。

一方、県立看護専門学校の入学金及び授業料といった学費の軽減については、民間立養成施設や他の専門職養成施設との公平性の観点から、慎重に検討する必要があります。

また、看護学生の確保は、地域の医療を支えていく上で大変重要ですが、地域間の差が生じないように、看護専門学校を含む高等教育の無償化といった負担軽減のための支援は、国の責任において行うべきであると考えています。

こうしたことから、県では、これまでも全国知事会を通じて国に要望してきたところですが、今後も引き続き、国に対して強く働きかけていきます。

また、県内就業により返済免除となる「看護師等修学資金の貸付」や、「多子世帯に対する学費減免等の国の修学支援」など、看護師を目指す学生を支援する制度等の情報が十分に届くよう、県立看護専門学校と協力して取り組んでまいります。

● 2027 年花博に放射能除染土を持ち込む問題について

○ GREEN×EXPO 2027 に除染土を持ち込むことへの県の認識について

現時点で、GREEN×EXPO 2027 において、福島県内の除染等の措置で生じた除去土壌の復興再生利用について、国として具体的に決定したものはないと承知しています。

除染土壌の取扱いについては、国の責任において対応すべきものであり、今後も国の動向等を注視してまいります。

○ GREEN×EXPO 2027 に除染土を持ち込むことに関する県民等への説明、風評被害対策等について

GREEN×EXPO 2027 において、福島県内の除染等の措置で生じた除去土壌の復興再生利用を行う場合の地域への説明や、リスク評価、風評被害対策は、国の責任で行うべきものと認識しています。

○ GREEN×EXPO 2027 に除染土を持ち込むことについての県民の理解と国への中止の求めについて

県民への理解醸成や除染土壌の取扱いについては、国の責任において対応すべきものであり、今後も国の動向等を注視してまいります。

● 花博の工事代金未払い企業の参画問題について

○ GREEN×EXPO 2027 において不適切事案を抱える企業への対応について

主催者である公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「GREEN×EXPO 協会」という。）からは、大阪・関西万博と類似の問題が発生しないよう、説明会等を通じて、日本国内と海外の建設に関する法令・商慣習の違いを踏まえた適切な契約形態についての周知等を行うとともに、公式参加者や国内請負企業等からの相談に応じる窓口の設置等の対応策を講じていると聞いています。

県としては、引き続き、こうしたGREEN×EXPO 協会の取組を注視してまいります。

○ 県内の建設業者が安心して工事に参画できるための対策について

県では、GREEN×EXPO 2027 の支払いトラブル専用窓口の設置は考えておりませんが、万が一トラブルが発生した際には、代金の未払など、中小企業を対象とした取引上のトラブルの相談に応じる「取引かけこみ寺」を公益財団法人神奈川産業振興センター（通称 KIP）が設置しておりますので、こうした相談窓口の活用を促します。

また、県が立替払いを行ったり、低利の緊急融資枠を確保することについても、現在のところ検討していませんが、県内中小企業の利益を守るとともに、GREEN×EXPO 2027 を成功させるため、今後の状況を注視しながら必要な対応を検討してまいります。

● 就農支援の拡充を

○ 50 歳以上の就農者への資金援助の構築について

本県における新規就農者への就農前後の支援は、かながわ農業アカデミーでの研修や農業技術センター及び畜産技術センターの普及指導員による栽培技術等の支援などを中心にきめ細かく実施しています。

資金援助については、県単独での実施は考えておりませんが、本県でも、Uターン、Iターンでの就農などにより、過去5年間の新規就農者のうち約26%が50歳以上であることから、今後も引き続き国に年齢要件の引き上げを要望していきます。

○ 収入保険の保険料補助の制度化について

収入保険の保険料につきましては、国が一定の補助を行っていることから、さらに県として上乗せして補助を行うことは考えておりません。

なお、県としては、収入保険の加入促進のため、県内の農業者の収入保険を取り扱っている県農業共済組合と連携して農業者に対する制度の周知を行っているほか、昨年度からは、国に対して、加入時の初期負担の軽減などについて要望しており、今後も継続していきます。

● 多様な家族のあり方を支える県政について

本県では、全市町村がパートナーシップ宣誓制度を導入しており、県では、公営住宅の入居や里親の認定登録など、市町村で宣誓をした方が利用できるサービスの充実に取り組んでいます。

一部の市町村では、連携協定を個別に締結することで、転居した場合の手続きの簡素化などを図っていますが、県ではこうした連携が広がるよう、県が中心となって、多くの市町村が連携できる具体的な仕組みについて調整を進めています。

また、ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップ宣誓を基本に、さらに家族としての宣誓をする制度で、本県では、横須賀市が導入しています。

パートナーシップ宣誓制度及びファミリーシップ宣誓制度は、住民生活に身近で、住民登録や戸籍の事務を行う市町村において行われることがふさわしいことから、現在、県が制度を創設することは考えていません。

県は、今後も、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指して、市町村との連携会議を開催し、電子申請など宣誓がしやすい方法や、宣誓した方が利用できるサービス、さらに、ファミリーシップ宣誓制度を導入した自治体の実施状況について、情報共有や意見交換を行い、支援の充実を図っていきます。

こうした取組により、引き続き、広域自治体として市町村の取組を後押ししてまいります。

● 特別自治市法制化に対する県民への周知・説明責任について

仮に指定都市が特別市として県から独立した場合、例えば、大規模災害時における県内の相互支援体制の弱体化や、警察の広域捜査における対応力の低下など県が果たしている広域での総合調整機能に支障が生じるおそれがあり、指定都市市民にも大きな不利益が生じる懸念があります。

他にも、巨大な一層制の自治体となることで住民意思の的確な反映ができるのかといった疑問や、指定都市内にある県機関をはじめ県立高校などの県有施設の移転や移管等に必要コストの負担など、特別市には課題や懸念があまりにも多く、指定都市市民も含めた住民目線から見て、大都市制度の選択肢にはなり得ないと考えています。

県ではこうした考えを令和4年3月に「県の見解」として取りまとめ、ホームページ等で周知を図るとともに、令和6年3月には、これを分かりやすくコンパクトにまとめたパンフレットを作成し、指定都市域内の県有施設で配架するなど、これまで1万部以上を配布しています。

加えて、報道機関への適切な情報提供や、団体等からの要望があれば県の考えを直接説明するなど、引き続き県民の皆様への周知啓発を行っていきます。

また、特別市の法制化に反対する動きを全国に広げていくため、本県が副リーダーとなっている全国知事会のプロジェクトチームで行っている議論を先頭に立って主導するとともに、法制化の鍵を握る国の地方制度調査会の構成員である、全国町村会などの地方六団体や国会議員等に対し、全国知事会と連携し、特別市の課題や懸念をしっかりと伝え、理解を求めています。

併せて、特別市に反対を表明している、県内の指定都市以外の全30市町村とも緊密に連携し、法制化阻止に向けて全力で取り組んでまいります。

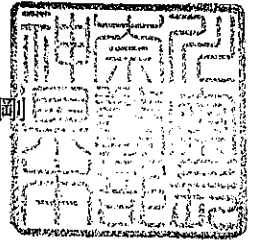


神交総発第532号

令和8年7月6日

神奈川県議会議員 杉本 透 殿

神奈川県警察本部長 今村 剛



質問趣意書について（回答）

令和8年6月26日付け神議第1228号をもって送付のありました大山奈々子県議からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

総務部総務課連絡係

問 警察本部長に伺います。

市町村等の関係機関とも連携し、一方通行等の交通ルールの自転車運転者に対する周知や、必要な場所における自転車を対象とした道路標識等の整備に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

(答)

1 自転車運転者に対する交通ルールの周知

県警察では、自転車の交通ルールの周知について、それぞれの年代に応じた自転車の交通安全講習や、シミュレーターを活用した参加・体験型の交通安全教育などを実施しています。

また、春と秋の全国交通安全運動をはじめとした各種キャンペーンにおける、県や各市町村と連携した自転車の交通ルールの周知活動を推進しているほか、SNSなどの各種広報媒体を活用し、自転車の交通ルールの周知を図っております。

さらに、県警察では、公式アプリ「かながわポリス」を令和7年2月に導入し、本アプリの機能の一つとして、自転車等の交通ルールをクイズ形式で学習できる、「スマートチリリンスクール」を搭載しております。

スマートチリリンスクールは、スマートフォンなどのデジタルデバイスにより、時間・場所を問わずに学ぶことが可能なため、通勤・通学や自宅に居る時間などを利用し、自転車等の交通ルールを学ぶことが出来ます。

県警察では、自転車関連の交通事故を抑止するため、引き続き、交通安全教育等による自転車の交通ルールの周知活動を推進してまいります。

2 自転車を対象とした道路標識等の整備

県警察では、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、道路交通関係法令等にとり、道路標識を設置すること等により交通規制を実施しております。

今後とも、自転車を対象とするものを含めて、必要な交通規制を的確に実施するとともに、道路を管理する自治体等とも連携して、道路交通環境の改善による自転車事故の防止に努めてまいります。